

令和3年8月17日

企業との共同研究成果の取扱いに関する指針

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

本指針は、医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が企業との共同研究により得られた発明等（以下「研究成果」という）の取扱いに関する基本的な考え方を示すものです。

1. 企業との共同研究成果の位置づけと課題

- 研究所が所有する技術・情報が企業側の研究開発戦略と一致し、共同研究を実施することが双方にとって有益であると判断されたときに、共同研究が開始されることが一般的です。このとき、共同研究の相手方企業（以下「共同研究先企業」という。）から、共同研究を遂行するための直接経費と間接経費をご負担いただいておりますが、間接経費については、管理業務を行う職員等の人件費や施設の維持管理費用等の支出に充てられています。
- 共同研究成果が得られた場合、共同研究先企業は自己実施し、製造・販売して収益を上げる事業を営むことが可能です。一方、研究所としては、法人の性格上、共同研究成果を営利目的で自己実施することができないため、共同研究先企業が同意した上での第三者への実施許諾以外に収益を上げる方策はありません。
- 共同研究成果の取扱いについて、法律上は公平とされているものの、営利目的で自己実施できない研究所と共同研究先企業との間には、実際は大きな差違が生じています。研究成果の活用のみならず、成果の活用とさらなる研究の展開という好循環を生み出し、産業の競争力強化や国民保健の向上に一層の貢献を果たしていくために、共同研究先企業が研究成果を実施したときは、研究所は共同研究先企業に対して金銭的還元をお願いしています。
- 財政基盤が脆弱な研究所が共同研究先との研究成果にかかる出願等費用（出願等及び権利・保全に要する費用）を持分に応じて負担することは実質的に不可能に近く、研究所が出願等費用を継続的に負担することが困難な状況に至っています。

- 研究所が所有する技術を社会実装化するためには、限られた財源の中で運営していく方策を確立しなければならず、研究所の考え方を以下に記載し、共同研究先企業のご理解とご協力をお願いするものです。

2. 研究成果の取扱いに関する考え方

- 共同研究により得られた研究成果のうち、研究所の単独帰属とされたものについては、共同研究先企業に対して実施許諾に関する検討を優先的に行っていただくことといたします。また、共同研究先企業から実施許諾の要望が出された場合は、共同研究先企業に出願等費用をご負担いただき、実施されるときは対価の還元を求めます。
- 共同研究により得られた研究成果のうち、共有とされたものについて、その後の主な取扱いは以下の通りといたします。
 - (1) 共同研究先企業において実施が予定されていないものは、当該成果の埋没防止を図り、適切に対応することといたします。なお、共同研究先企業から研究所持分の譲渡の要望が出され、譲渡することに合理的な理由が認められるときは、譲渡に応じるものとします。
 - (2) 共同研究先企業から出願等の要望が出されたときは、共同研究先企業に出願等費用（出願等及び権利保全に要する費用をいう。）の全額をご負担いただきます。
 - (3) 共同研究先企業が共同研究成果の独占的实施を要望される場合は、独占的实施に対する対価（以下、「不実施補償」という。）を求めます。共同研究先企業が共同研究成果を非独占的に実施するとした場合であっても、研究所が行うライセンス活動に同意いただけない場合は、共同研究先企業による独占的实施であるとみなし、不実施補償を求めます。
 - (4) 研究所が行った第三者許諾及び譲渡により得られた収益は、持分に応じて配分します。

以上